

○富岡市景観形成助成金交付要綱

平成26年10月14日

告示第95号

改正 平成28年3月30日告示第52号

平成30年3月20日告示第13号

令和元年10月4日告示第44号

令和3年3月31日告示第128号

(趣旨)

第1条 この告示は、富岡市景観条例（平成21年富岡市条例第14号。以下「条例」という。）

第26条の規定に基づく良好な景観の形成に関わる行為等に対し、予算の範囲内で交付する富岡市景観形成助成金（以下「助成金」という。）に関し、富岡市補助金等に関する規則（平成18年富岡市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の種類及び交付対象者)

第2条 助成金の種類は、建造物等修理修景事業助成金及び景観づくり団体活動事業助成金とする。

2 建造物等修理修景事業助成金は、次の各号のいずれかに該当する者に交付するものとする。

ただし、この告示に基づく助成金の交付を受けたことのある者及び公共下水道供用開始区域（下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により、公示された区域をいう。）内又は農業集落排水供用開始区域（富岡市農業集落排水処理施設条例第208号）第2条第2項に規定する処理施設をいう。）内に助成金の交付を受けようとする建築物等が存在する場合にあっては、当該建築物等からの水が公共下水道又は農業集落排水に接続していない者を除く。

(1) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物又は条例第17条第1項の規定により景観重要資源に登録された歴史的建造物等の所有者若しくは権原に基づく占有者で、市税を滞納していないもの

(2) 条例第21条第1項の規定により市民景観形成協定（以下「協定」という。）の認定を受けた協定締結者で、市税を滞納していないもの

3 景観づくり団体活動事業助成金は、条例第25条第2項の規定により登録された景観づくり団体に交付するものとする。

4 前2項に規定するもののほか、助成金の交付を受けようとする者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難され

るべき関係を有する者であってはならない。

(交付対象行為等)

第3条 助成金の交付対象行為、助成回数、助成率及び助成限度額は、別表第1又は別表第2に掲げるとおりとする。ただし、算出した助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 同一の交付対象行為により、他の助成金等の交付決定を受けたときは、この告示による助成は、一部又は全部を減額するものとする。

(事前確認)

第4条 第2条第1項に規定する建造物等修理修景事業助成金の交付を受けようとする者は、交付申請をする前に、建造物等の修理及び修景の内容について事前に適合の可否を受けるため、建造物等修理修景事業助成金交付事前確認書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 工事設計図書(位置図、配置図、平面図及び立面図をいう。)

(2) 現況写真

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による事前確認書を受けたときは、確認の上、適合の可否を決定し、その結果を建造物等修理修景事業助成金交付事前確認結果通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第5条 第2条第1項に規定する建造物等修理修景事業助成金の交付を受けようとする者(前条に規定する事前確認を経て、申請内容が適合すると認められた者に限る。)は、建造物等修理修景事業助成金交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 工事設計図書(位置図、配置図、平面図及び立面図をいう。)

(2) 現況写真

(3) 工事費見積書の写し

(4) 市税完納等調査同意書(様式第4号)

(5) その他市長が必要と認める書類

2 第2条第1項に規定する景観づくり団体活動事業助成金の交付を受けようとする者は、景観づくり団体活動事業助成金交付申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、助成金の交付申請書の提出があったときは、必要な調査を行い、助成金を交付すべきと認めたときは、景観形成助成金交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、助成金の交付を決定する場合において、事業の目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付することができる。

(変更又は中止の承認)

第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）が、事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、建造物等修理修景事業内容変更（中止）申請書（様式第7号）を速やかに市長に提出しなければならない。この場合において、助成対象者は、あらかじめ変更又は中止について市長と協議しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による建造物等修理修景事業内容変更（中止）申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、建造物等修理修景事業交付決定変更通知書（様式第8号）により補助対象者に通知するものとする。

(完了期限)

第8条 助成対象者は、当該年度に係る助成対象事業を当該年度の2月末日までに完了しなければならない。ただし、市長が特別と認める場合は、この限りでない。

(実績報告)

第9条 建造物等修理修景事業助成金の助成対象者は、助成金の交付の決定に係る行為を完了したときは、助成対象事業が完了した日から起算して1月を経過する日又は完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、建造物等修理修景事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 完成設計図書（平面図及び立面図をいう。）
- (2) 完成写真
- (3) 工事費の領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 景観づくり団体活動事業助成金の助成対象者は、助成金の交付の決定に係る行為を完了したときは、助成対象事業が完了した日から起算して1月を経過する日又は完了した日の

属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、景観づくり団体活動事業実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類
(助成金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、速やかに当該行為の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、助成金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の額を確定したときは、景観形成助成金確定通知書（様式第11号）により、当該助成対象者に通知し、当該助成金を交付するものとする。

(交付決定又は確定の取消し)

第11条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定又は確定を取り消すことができる。

- (1) この告示に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、景観形成助成金交付決定取消通知書（様式第12号）により、助成対象者にその旨を通知するものとする。

(定期調査の実施)

第12条 市長は、助成金の交付を受けた行為に係る物件について定期調査を実施するものとする。

2 市長は、前項の調査において助成金に係る内容又は条件違反等の不適切な部分を発見した場合には、これの是正を命ずることができる。

(助成金の返還)

第13条 市長は、既に交付した助成金について第11条の規定により取り消した場合又は前条第2項の是正命令に従わない場合は、期限を定めて助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(書類の整理及び保存)

第14条 助成金の交付を受けた者は、助成対象事業に係る書類を整理し、当該助成事業の完了日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第15条 助成金の交付を受けた者は、事業により完成した建造物等について、当該助成事業の完了日の属する年度の翌年度から10年間、撤去、交換等をしてはならない。ただし、災害等における破損に伴う改修、その他やむを得ない事業があると認められる場合は、この限りでない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年10月15日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に従前の富岡市景観形成助成金交付要綱(平成21年富岡市告示第65号)の規定に基づいてなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定に基づいてなされた手続とみなす。

(富岡製糸場基金を活用した助成金の特例措置)

3 第3条の規定にかかわらず、富岡製糸場基金条例(平成20年富岡市条例第42号)の規定による富岡製糸場基金の一部と平成23年度歳入の一般財団法人民間都市開発推進機構の拠出金を併せた資金(以下この項において「平成23年度民都機構に係る資金」という。)を活用する建造物等修理修景事業助成金の交付については、平成29年3月31日まで、別表第1の特定景観計画区域の部旧街道街なみ誘導ゾーン及び歴史文化的景観保全ゾーンの項助成率の欄及び助成限度額の欄はそれぞれ、「 $1/2$ 」とあるのは「 $3/4$ 」と、「1,000,000」とあるのは「3,000,000」とする。ただし、この特例措置は、平成29年3月31日までに、この助成金の累積額が、平成23年度民都機構に係る資金の額に達したときに、その効力を失う。この場合において、助成金の交付を受けようとする者が第5条の規定による申請を行うとき、当該申請書記載の助成金申請額をもって、助成金の累積額が平成23年度民都機構に係る資金の限度額をまたぐ場合は、当該申請については、なお本文の特例措置は効力を有するものとする。

4 第3条の規定にかかわらず、富岡製糸場基金条例の規定による富岡製糸場基金の一部と平成26年度歳入の一般財団法人民間都市開発推進機構の拠出金を合わせた資金(以下この項において「平成26年度民都機構に係る資金」という。)を活用する建造物等修理修景事

業助成金の交付については、この告示の施行の日から起算して10年を経過する日まで、別表第1の特定景観計画区域の部旧街道街なみ誘導ゾーン及び歴史文化的景観保全ゾーンの項助成率の欄及び助成限度額の欄はそれぞれ、「1/2」とあるのは「2/3」と、「1,000,000」とあるのは「2,000,000」とする。ただし、この特例措置は、この告示の施行の日から起算して10年を経過する前にこの助成金の累積額が、平成26年度民都機構に係る資金の額に達したときに、その効力を失う。この場合において、助成金の交付を受けようとする者が第5条の規定による申請を行うとき、当該申請書記載の助成金申請額をもって、助成金の累積額が平成26年度民都機構に係る資金の限度額をまたぐ場合は、当該申請については、なお本文の特例措置は効力を有するものとする。

附 則（平成28年3月30日告示第52号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月20日告示第13号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和元年10月4日告示第44号）

この告示は、令和元年10月15日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第128号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

建造物等修理修景事業助成金

地域区分	交付対象者	交付対象行為	助成回数	助成率	助成限度額 (円)
景観計画区域	第2条第2項第1号に規定するもの	景観重要資源に登録された建築物等の外観の修理、修景	同一対象物件に1回限り	1/2	500,000
	第2条第2項第2号に規定するもの	市民景観形成協定に基づく建築物等の外観の修理、修景	同一対象物件に1回限り	1/2	500,000
特定景観計画区域	歴史的景観調和ゾーン	第2条第2項第1号に規定するもの	景観重要資源に登録された建築物等の外観の修理、修景	同一対象物件に1回限り	800,000
		第2条第2項	市民景観形成協定に基づく建築物等の外観の修理、修景	同一対象物件に1回限り	800,000

	第2号に規定するもの	づく建築物等の外観の修理、修景	に1回限り		
旧街道街なみ誘導ゾーン及び歴史文化的景観保全ゾーン	第2条第2項第1号に規定するもの	景観重要資源に登録された建築物等の外観の修理、修景	同一対象物件に1回限り	1 / 2	1,000,000
	第2条第2項第2号に規定するもの	市民景観形成協定に基づく建築物等の外観の修理、修景	同一対象物件に1回限り	1 / 2	1,000,000

別表第2（第3条関係）

景観づくり団体活動事業助成金

地域区分	交付対象者	交付対象行為	助成回数	助成率	助成限度額 (円)
市全域	第2条第3号に規定する団体	団体活動実施のための研修会、啓発等に要する経費	毎年度1回限り	4 / 5	200,000